

# 水質汚濁に係る環境基準における水域類型指定の見直しについて



2023年2月6日に中央環境審議会水環境・土壌農薬部会陸域環境基準専門委員会が開催され、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直しについて」検討が行われました。

環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)に基づき、政府が類型指定を行うとされている水域は、47水域(陸域37水域、海域10水域)となっています。これまで既に類型指定されている水域のうち、暫定目標の期限が2022年度末で、見直しが必要な水域である、渡良瀬貯水池(谷中湖)及び荒川貯水池(彩湖)について、環境基準の水域類型の指定(類型指定)及び暫定目標の案が提出されました。

上記案では、水域類型については両水域で変更なしとされています。暫定目標は、渡良瀬貯水池(谷中湖)についてCODが5.5mg/Lから5.2mg/Lに、全窒素が1.0mg/Lから0.93mg/Lに、全燐は0.078mg/Lから0.065mg/Lとされています。同様に、荒川貯水池(彩湖)については、CODが3.7mg/Lのまま据え置きとされています。なお、全燐については一律基準(0.03 mg/L)となります。全窒素については適用除外の為、基準値は設定されていません。また、暫定目標の目標年度は5年後の2027年度です。

当社では、河川、湖沼等の公共用水域における分析に加え、多くの排水項目の分析についても長年の実績があり、短納期での対応が可能です。是非一度ご相談下さい。

資料 [2023年2月6日付 環境省 陸域環境基準専門委員会\(第18回\)議事次第・配付資料](#)

環境検査箇所 武井友宏

